

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

● 給付金の対象となるかた

■ 以下、①～③のいずれかに該当するかた※1

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるかた
- ② 年金など※2を受けとっており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給がないかた※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が減少したひとり親のかた（児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準となっているかた）

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているかただけでなく、令和2年5月31日以前に、ひとり親となり、児童扶養手当の申請をしていれば、受給資格が得られたと推測されるかたも対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少しているかたへの給付

● 給付金の対象となるかた

上記、基本給付の①または②に該当するかたのうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少したかた

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるかた（表面1. ①に該当するかた）

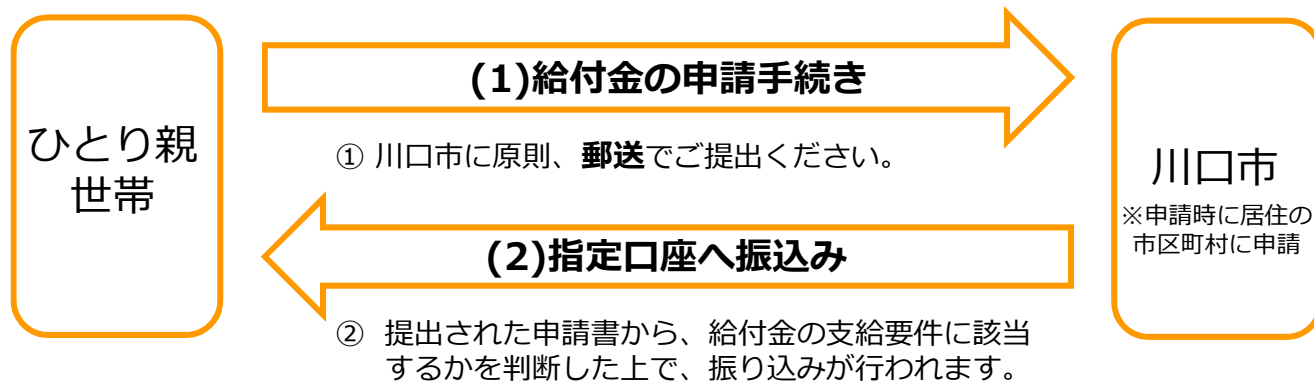
- ▶ 基本給付は申請はいりません。
 - ▶ 令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 追加給付は申請が必要です。
- ▶ 収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して、申請のあった月の翌月に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 追加給付については、申請時にお住まいの市区町村に書類を提出していただきますので、これから転居をされるかたはご注意ください。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当するかた）

- ▶ 基本給付、追加給付（1. ②に該当するかた）ともに申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに川口市※に郵送でご提出ください。（※申請時にお住まいの市区町村に提出してください。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当するかたに対して、申請内容を確認して指定口座に申請のあった月の翌月に振り込みます。



お問い合わせ先

- 川口市役所「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター
電話：☎048(252)0256（受付時間 平日8:30～17:15）
郵送先：〒332-8601 川口市青木2-1-1
「子ども育成課給付係内ひとり親世帯臨時特別給付金担当あて」
- 川口市「ひとり親世帯臨時特別給付金」ホームページ
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01080/020/5/1/31235.html>



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。